議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和6年1月15日(月)
会議時間	午前10時30分 ~ 午前10時54分
開催場所	全員協議会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 山本 英司 [委 員] 三井 義文, 稲田 敏昭, 齋藤 寛之, 押木 孝和, 伊藤 とし子, 村田 穣史
	[オブザーバー] 議長 岡村 芳樹
欠席委員等	木崎 俊行
委員外委員	斎藤 明美
説明のため	な し
出席した者の職氏名	
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子
	[書 記] 飯野 明,秋葉 昌輝
協議事項	(1) オンライン委員会の実施方法について (2) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) オンライン委員会の出欠確認等について
 - 以下のように運用することとする。
 - ①あらかじめ付与された I D、パスワードにより出席することができる。
 - ②委員長は、オンライン出席委員の映像及び音声が正常なものか確認する。
 - ③映像と音声が切れた場合、退席したものとみなす、また、映像と音声が確認された場合、 復席したものとみなす。

なお、委員外議員、請願紹介議員、議長、公述人、参考人の出席についても同様の運用とする。

- (2) 次回の協議内容について
 - ①表決方法について
 - ②秩序保持・除斥等について
- (3)次回日程

令和6年2月13日(火) 予算説明会終了後

オンラインで出席する委員の出欠確認等について

【主な意見】

- 案のとおりでいいと思う。もちろん完璧だとは思わないが、緊急事態はいつ起こるか分からない ので、その都度修正しながらで進めていけばいい。
- いろいろ操作をする中で、誤って切断してしまうことがある。「前項の規定により途中退席した とみなされたオンライン委員等が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の 状態を相互に確認しながら通話をすることが可能となった場合は、復席したものとみなす。」の 規定は入れるべき。
- 案の内容に加えて、会議開催の前提となる「委員以外の人がいないこと」を入れてもらえればいい。

■ 案の内容でいいと考える。通信環境によっては急に切れてしまうこともあり、経験上なかなか復帰しない場合もある。その場合は確認をとるということを入れる方がいいのでは。⇒その点については、例規に入れるというよりは運用の中で考えていく。

委員外議員、請願紹介議員、議長、公述人・参考人の出席について

■ 委員外議員、請願紹介議員、議長、公述人・参考人の出席についても委員と同様の運用とする。

表決方法、秩序保持・除斥等について

【次回の協議事項に関する事務局説明】

- 投票による採決は、所定の投票用紙に記載をしてそれを投票箱に投函する行為が必要。オンライン委員会で投票による採決に対応するソフトウェアは現時点では明らかではない。ある市議会では、オンライン委員会では投票による表決及び選挙は行わないと明記している。当市議会では、正副委員長の互選の際に投票による選挙が見受けられるので、きちんと決めておくべき。
- 採決全体として、オンラインで出席している委員と、現に委員会に出席している委員を双方同時 に諮っていいか。先にオンラインで出席している委員を諮っている市議会もある。
- 出席委員と認められないとき、すなわち通信が遮断されているときは表決に加わることができないということ決めておく必要がある。
- 委員会条例第23条に「秩序保持」についての規定があるが、委員長が発言を禁止又は退場させる場合に、オンライン委員会ではどのように扱うか。また、委員会条例第18条の委員長及び委員の「除斥」についてはどうか。回線の遮断が考えられるが、ほかにも方法があればご提案いただきたい。

以上についてご協議いただいたい。

(参考) 委員会条例 (抜粋)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

2 前項の委員長又は委員が、第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。 (秩序保持に関する措置)

第23条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。

3 略

【主な意見】

- 発言の禁止、退席については、委員会条例では「または」となっていることから、全て回線の遮断ではなく、発言の禁止の場合はミュートにすれば足りるのではないか。
- 投票については、Zoomのチャットで事務局あてに個人で送る方法もあると思うが。⇒会議規則には所定の投票用紙を用いて投票箱に入れるという規定があるため、改正が必要となる。また、正副委員長選挙の投票の方法は単記無記名であり、その方法では難しい。

今後のスケジュールについて

【事務局説明】

■ 次回の協議事項が整った段階で事務局で素案を作成したいと考えている。最後に傍聴環境について協議いただく必要があり、併せて委員会のレイアウト(カメラ位置)等も検討いただきたい。 あと2~3回程度会議を開催して協議していただく必要がある。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子